



# 人権いづかぬくもり

誰もが自分らしく生きるために「性の多様性」について考える

## 多様な性があることを知っていますか？

近年、LGBTQをはじめとする性の多様性に関する情報に触れる機会が増えてきました。性のあり方は人それぞれ異なります。価値観や考え方の広がりを持って、さまざまな性のあり方が存在することを当たり前のこととし、誰もが自分らしく生きることができるとする社会を築いていくことが必要です。

## 性のあり方を構成する4つの要素

性のあり方は、「男性」と「女性」の2つに限定されるものではなく、次の4つの要素から構成されるという認識が広がっています。



<b>好きになる性（性的指向）</b> どの性を恋愛の対象とするか	<b>こころの性（性自認）</b> 自分の性をどのように感じるか
<b>からだの性（性的特徴）</b> 身体の特徴から判断される性	<b>表現する性（性表現）</b> しぐさ、言葉づかい、髪型、服装などで表現したい性

## 【LGBTQ】とは、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す総称の一つです

- L**esbian（レズビアン） …… 女性として女性を好きになる人
- G**ay（ゲイ） …… 男性として男性を好きになる人
- B**isexual（バイセクシュアル） …… 異性も同性も好きになる人
- T**ransgender（トランスジェンダー） …… からだの性とこころの性が一致しない人
- Q**uestioning（クエスチョニング） …… こころの性や好きになる性が定まらない人

福岡県では、性の多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して生活することができる環境づくりのため、令和4年4月からパートナーシップ宣誓制度を開始しています。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokapartnership.html>

飯塚市でもこの制度に協力しており、一部の行政サービスが利用できます。

<https://www.city.iizuka.lg.jp/jinkenkehatsu/partnership.html>

※詳しくは各ホームページをご確認ください。



(福岡県HP)



(飯塚市HP)

## 人権相談事業 新型コロナウイルス感染症による偏見や差別は許されません。困り事があれば相談を！

部落差別問題をはじめとするさまざまな人権問題に関する相談をお受けします。(相談無料・秘密厳守・出張可能)

【人権相談員などによる「人権相談」】

【弁護士による「法律相談」】

◆申込み：人権・同和政策課 ☎0948-43-4764

### ◆「人権相談」窓口

平日	本庁4階 人権・同和政策課	8時半～17時15分
毎月第1・3木曜日	筑穂人権啓発センター	10時～正午
	穂波人権啓発センター	14時～16時
毎月第2・4月曜日	庄内交流センター別館	10時～正午
	颯田交流センター	14時～16時

●みんなの人権 110番 ☎0570-003-110 ●子どもの人権 110番 ☎0120-007-110 ●女性の人権ホットライン ☎0570-070-810  
インターネットでも相談を受け付けています。詳細はホームページ、または右のQRコードからもご覧いただけます。

